

市・県民税と所得税の申告

市・県民税および所得税の申告受付を実施します。期限内の申告にご協力ください。

区役所会場

税の種類	開設期間・受付時間	会 場
市・県民税	2/2(月)～3/16(月)の平日	区役所 ・中央=11階 (市・県民税のみ) ・花見川=2階 ・稻毛=1階 ・若葉=1階 ・緑=3階 ・美浜*=2階または3階
所得税 (提出のみ)	2/16(月)～3/16(月)の平日9:00～15:00	

- 区役所での所得税確定申告書作成相談の予約は終了しています。
- 駐車台数に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。
- 所得税の確定申告書の内容の確認は税務署で行います。

*会場の詳細は、区役所内の案内をご確認ください。

持ち物

- スマートフォン（税務署会場）
- マイナンバーカードまたは番号確認書類（個人番号通知カードなど）と身分証明書（写真付き身分証明書1点または写真なしの身分証明書2点）
- 源泉徴収票など、2025年中の収入がわかるもの
- 健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払金額がわかる証明書、領収書など
- 生命保険料、地震保険料、長期損害保険料の控除証明書など
- 医療費控除を受ける方は、医療費の明細書など
- 申告書（市や税務署からの送付があった方）

*証明書、領収書などは2025年中に支払ったものに限ります。

申告書の配布

市税事務所市民税課、市税出張所、市民センター、連絡所で、市・県民税申告書と一部の確定申告関連書類を配布しますが、数に限りがあります。

自宅などの申告書作成にご協力ください

申告受付会場は非常に混み合い、待ち時間が長くなる場合があります。多くの方が集まる状況を避けるため、自宅などで申告書を作成し、郵送などによる提出にご協力をお願いします。

市・県民税の申告書

eLTAXやマイナポータルから申告ができます。また市ホームページに掲載している住民税額試算・申告書作成サービスで作成し、郵送で提出することができます。詳しくは、千葉市 申告書 [Q](#)

所得税の確定申告書

国税庁のホームページで作成し、電子申告（e-Tax）や郵送で提出することができます。詳しくは、作成コーナー [Q](#)

税理士による無料申告相談会（所得税・消費税）

日 程	会 場
1月27日(火)・28日(水)	生涯学習センター
1月29日(木)・30日(金)	穴川コミュニティセンター
2月2日(月)・3日(火)	千城台コミュニティセンター

いずれも、10:00～11:30、13:00～15:00

対 象 年金受給者と給与所得者の所得税、小規模事業者の所得税と消費税（土地・建物・株式などの譲渡所得がある方、住宅ローン控除を初めて申告する方を除く）

定 員 各先着100人程度 **申込方法** 当日直接会場へ

問 千葉東税務署 ☎225-6811 課税管理課 FAX245-5993

税務署会場（所得税・消費税・贈与税の申告）

税の種類	開設期間・受付時間	会 場
所得税	2/16(月)～3/16(月)の平日および3/1(日)* 8:30～16:00 *千葉南税務署を除く	住所地を管轄する税務署 ・千葉東=1階 ・千葉南=別棟 ・千葉西=別館

- スマートフォンとマイナンバーカードで確定申告書を作成します。
- 入場には、国税庁LINE公式アカウントによるオンライン事前予約が必要です。当日、会場でも入場整理券を配付しますが、長時間お待ちいただく場合があります。詳しくは、確定申告特集 [Q](#)
- 入場整理券の配付が終わり次第、事前予約の方以外の受け付けを締め切ります。
- 駐車場の利用はできません。公共交通機関をご利用ください。

申告・記載漏れなどに注意

年末調整を受けていない方

年の途中での退職など、年末調整を受けていない方は申告が必要です。

所得税の確定申告をする方

所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の記載漏れにご注意ください（市・県民税の税額が正しく計算されない場合があります）。

ふるさと納税をした方

5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や、医療費控除等の適用を受けるために所得税の確定申告を行う場合は、ふるさと納税ワンストップ特例は無効になります。この場合、ワンストップ特例分の寄附金も含めて申告をする必要がありますのでご注意ください。

上場株式等の配当所得・特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得がある方

確定申告は原則不要ですが、損益通算などのために申告することもできます。ただし、国民健康保険料などの算定などに影響する場合があるのでご注意ください。2023年分以降の所得を申告する際は、所得税と市・県民税の課税方式を一致させることとなっており、所得税の確定申告で選択した課税方式（申告不要、総合課税、申告分離課税）は、市・県民税でも同様の課税方式により申告されたとみなされますのでご注意ください。

市・県民税の主な税制改正

給与所得控除の最低保証額の見直し

給与所得金額が190万円以下の方の、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。

扶養控除などに係る所得要件額の引き上げ

配偶者控除・扶養控除・ひとり親控除などの所得控除の適用を受ける場合の合計所得金額などの要件が48万円から58万円に引き上げられます。

大学生年代の子等に係る特別控除（特定親族特別控除）の創設

納税義務者に前年末時点で19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族がいる場合、当該親族の合計所得金額が58万円を超えて、当該親族の合計所得金額に応じて、納税義務者が所得控除を受けられる制度が新たにできました。

特定扶養親族が給与のみの場合の収入金額	特定扶養親族の合計所得金額	納税義務者の控除額
123～160万円	58～95万円	45万円
160～165万円	95～100万円	41万円
165～170万円	100～105万円	31万円
170～175万円	105～110万円	21万円
175～180万円	110～115万円	11万円
180～185万円	115～120万円	6万円
185～188万円	120～123万円	3万円

税制改正について、詳しくは、千葉市税 令和8年度 税制改正 [Q](#)

東部市税事務所市民税課（中央・若葉・緑区）☎233-8140 FAX233-8354 西部市税事務所市民税課（花見川・稻毛・美浜区）☎270-3140 FAX270-3227
千葉東税務署☎225-6811 千葉南税務署☎261-5571 千葉西税務署☎274-2111